

平成29年度

事務事業評価表 A (平成28年度の実績評価)

記入年月日
平成 29 年 3 月 24 日

事務事業名		災害援護事業(貸付)		事業区分		担当	
政策体系上の位置付け				新規/継続	継続	事務事業No.	020309000478
総合計画の施策名				単独/補助	補助	所属課	040101
政策名				主要事業		社会福祉課	
O203 地域福祉の推進				市長マニフェスト			
政策名				未来PJ事業		グループ	
O2 安心と安らぎのある健康福祉社会づくり				対象外		社会福祉G	
施策名				合併建設計画事業			
O3 地域福祉の推進				対象外			
基本事業名				09 その他の事務事業			
財務会計上の位置付け				事業期間			
				単年度繰返し (年度~)			
予算科目		一般会計		期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			
会計	款	項	目				
01	03	04	01	災害援護資金貸付事業			
法令根拠		災害弔慰金の支給等に関する法律、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例					

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その1)

①事務事業の概要(事務事業の全体像)		②担当者が行う業務の内容・やり方・手順	
手 段	<p>【事務事業の内容】</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害救助法に係る災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行う。世帯主の負傷の有無、災害の程度等により、貸付けの限度額が設定されている。</p> <p>(東日本大震災に係る貸付の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13年の期間で返済(据置期間6年)、据置期間は無利子。 ・保証人を付けない場合は1.5%の利子、保証人を付ける場合は無利子。 ・世帯主に負傷がない場合の貸付限度額・・・全壊250万円、半壊170万円。所得制限がある。 ・一時的に市が立て替える形をとるが、国2/3、県1/3の持ち分で市が国・県から借り受ける。利用者から市へ返済がなされた場合は、国・県へ返済する。 	<p>【担当者が行う業務の手順】</p> <p>申請受付 ⇒ 申請書類の審査 ⇒ 借用書の徴取 ⇒ 支払事務</p> <p>【事業費の内訳】 貸付金</p>	

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
【貸付】 申請受付 ⇒ 申請書類の審査 ⇒ 借用書の徴取 ⇒ 支払事務	災害援護資金貸付件数	件	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
半壊以上の被災者	半壊以上の被災世帯数	世帯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
生活の立て直しを図る。	災害援護資金の借受をした世帯数	世帯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量(事業費)の推移

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	期間限定 総投入量		
		(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)			
投 入 量	事 業 費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	340	340	853	770	891	1,013
		一般財源	千円	0	0	-397	-71	-182	-50
	事業費計(A)	千円	340	340	456	699	709	963	
人 件 費	正規職員従事人数	人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人			
	述べ業務時間	時間	17.00	17.00	17.00	17.00	17.00		
	人件費計(B)	千円	49	49	49	49	50		
トータルコスト(A)+(B)		千円	389	389	505	748	759		

		28年度事業費 実績(千円)		29年度事業費 予算(千円)	
事 業 費 の 内 訳	23 償還金利子及び割引料	340		456	
	合計	340			456

(4) 当該年度の実施内容

※下記に該当する事業は、年度ごとに事業内容を記入する	29年度の事業内容	30年度の事業内容	31年度の事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ・主要事業 ・市長マニフェスト ・未来PJ事業 ・合併建設計画事業 			

事務事業名	災害援護事業(貸付)	事務事業No.	20309000478	所属課	社会福祉課
-------	------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?
 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年桜川市条例第95号)及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成17年桜川市規則第59号)の規定に基づく。なお、東日本大震災の被災の甚大さに鑑み、この震災に基づく災害援護資金貸付制度は、特例的に条件設定が施されている。

(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか?
 特になし

(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容

現状維持

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目

目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?)	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	災害救助法に係る災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行うことは、施策体系、意図することに結び付いている。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称)	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行うことは妥当である。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	災害が起きたときに行なわれる事業であるので、これ以上の向上の余地はない。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?)	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有	無利子貸し付けがなくなった場合、被災者の負担が大きくなるため、廃止されると影響が大きい。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか? (市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がない	他に類似事業がない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	事案発生時のみのため、事業費・人件費は削減できない。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?)	<input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である	災害被災者のための無利子貸し付けとなるため、公平といえる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)																							
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年桜川市条例第95号)及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成17年桜川市規則第59号)の規定に基づく事業である。																							
(3) 今後の事業の方向性	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																							
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																							
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○	×																				
	低下		×	×																				
(6) 事務事業優先度評価結果																								
成果優先度評価結果 ⑨																								
コスト削減優先度評価結果 ⑥																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>